

前橋市道路反射鏡設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、交通の安全を図るための道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において「道路反射鏡」とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第34条の3第4号の他の車両又は歩行者を確認するための鏡であって、市が設置し、又は管理するものをいう。

2 この基準において「車両」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

3 この基準において「道路」とは、前橋市認定道路及び法定外道路をいう。

(設置基準)

第3条 道路反射鏡は、道路管理者が交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において、本基準の第4条及び第5条の規定により定める場所に設置できる。

2 設置を要望する場合、自治会等代表者から要望書を提出するものとする。

3 開発行為等や道路位置指定において、本基準の第4条及び第5条の規定に該当する場合は、原因者により設置する。

(対象道路)

第4条 道路反射鏡の設置対象道路は、前橋市認定道路及び法定外道路(以下「公道」という。)とする。

(設置対象場所)

第5条 道路反射鏡の設置場所は、車道幅員が10メートル未満または歩道幅員が2メートル未満(別図第1)であって、次の各号に定める場所とする。ただし、いずれの場所も、歩行者や自転車の確認のみを目的とする道路反射鏡は設置しない。

(1) 単路部における道路の屈折、屈曲部において、走行車両等の見通し距離が確保できない場所。(別図第2)

(2) 信号制御されていない交差点において、他の道路との交差点の隅切りが3メートル未満で、左右方向を確認する際、工作物にさえぎられ走行車両等の見通し距離が確保できない場所。(別図第3)

(3) 袋状道路で10戸以上の住宅かつ10台以上の駐車場の利用があり、他の道路との交差点において、見通し距離が確保できない場所。(別図第4)

- (4) 前各号に定める場所以外で、見通し距離が確保できない場所等で、道路管理者が必要と認める場合。

(設置位置)

第6条 道路反射鏡の設置位置は、次の各号に定める場所とする。

- (1) 道路反射鏡の設置位置は公道上で通行の支障とならない位置を原則とする。ただし、道路の幅員、構造等の事由により公道上に設置できない場合、当該道路以外の無償で使用できる場所に設置できる。
- (2) 公道上以外の場所に設置する場合において、設置しようとする位置が国道、県道及び近隣市町が管理する道路であるときは、当該道路管理者の占有許可または協議許可を得て設置しなければならない。
- (3) 公道上以外の場所に設置する場合において、設置しようとする位置が私道及び民有地であるときは、当該土地の所有者または管理権限を有する者（以下「土地所有者等」という。）の設置同意を得て設置しなければならない。
- (4) 前号の設置同意は、土地所有者等が道路反射鏡設置承諾書（別記様式）を市長に提出することにより、行うものとする。
- (5) 道路形状等の土地条件を考慮し、見通し距離が確保できる等設置効果が十分に得られると認められる位置とする。
- (6) 設置場所に隣接する土地・建物等の利用の妨げとならない位置とする。

(移設及び撤去)

第7条 移設及び撤去については以下のとおりとする。

- (1) 一般住宅の建替え等のため、近隣土地所有者より道路反射鏡の移設要望があったときは、原因者において移設する。
- (2) 開発行為等のため、道路反射鏡の移設要望があったときは、原因者において移設する。
- (3) 原因者により移設を行う場合、道路法第24条の申請をし、承認を受けて行うこと。
- (4) 第6条第1項第3号により設置した道路反射鏡の移設要望があったときは、市が当該移設を行う。
- (5) 道路環境等の変化により、道路反射鏡の位置が第3条の規定に該当しないと認めた場合は、道路反射鏡を撤去する。

(費用負担)

第8条 費用負担については以下のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の規定に該当する場合、予算の範囲内で市の負担で設置する。
- (2) 第3条第3項の規定に該当する場合、原因者の負担で設置する。
- (3) 第7条第1項第1号の場合においては、原因者の負担とする。

- (4) 第7条第1項第2号の場合においては、原因者の負担とする。
- (5) 第7条第1項第3号の場合においては、原因者の負担とする。
- (6) 第7条第1項第4号の場合においては、市の負担とする。
- (7) 第7条第1項第5号の場合においては、市の負担とする。
- (8) 道路反射鏡を故意または過失により損傷または滅失させた者があるときは、原因者の負担で修繕させる。

(維持管理)

第9条 維持管理については以下のとおりとする。

- (1) 本規定に基づき設置及び移設された道路反射鏡については、道路管理者が維持管理を行う。
- (2) 市以外の者が設置した、管理者が不明な道路反射鏡であつて、現に公共の用に供され、かつ、道路管理者が管理することが合理的であると認められるものは、道路管理者が維持管理を行うことができる。

(記録の保存)

第10条 道路反射鏡を設置した場合は、台帳を作成し、管理番号・構造等を記録し保存する。また、道路反射鏡を補修した場合は、その日付・内容等を記録し保存する。

- 2 道路管理者以外の者が道路反射鏡を設置または移設、補修をした場合は、前項と同様に台帳を作成または更新し、市に提出する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）前橋市長

土地の所有者または占用者

住 所

氏 名

㊟

立会者（自治会代表者）

住 所

氏 名

㊟

道路反射鏡設置承諾書

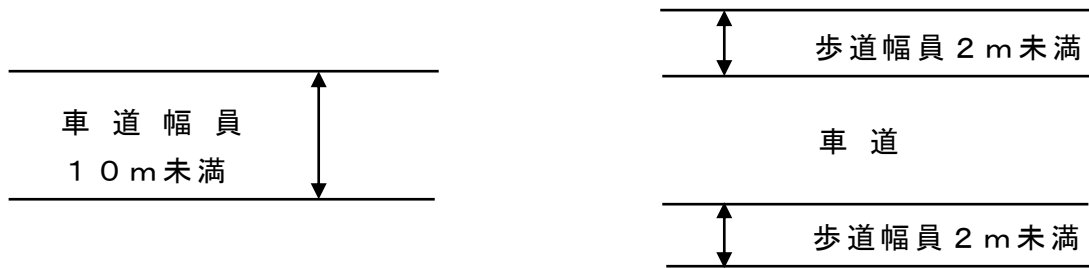
次の道路反射鏡を設置することについて承諾します。

記

設 置 場 所	前橋市
設 置 物 件	道路反射鏡 面 基
設 置 方 法	独立柱（基礎コンクリート含）
土 地 使 用 料	無償
設 置 箇 所 見 取 図	

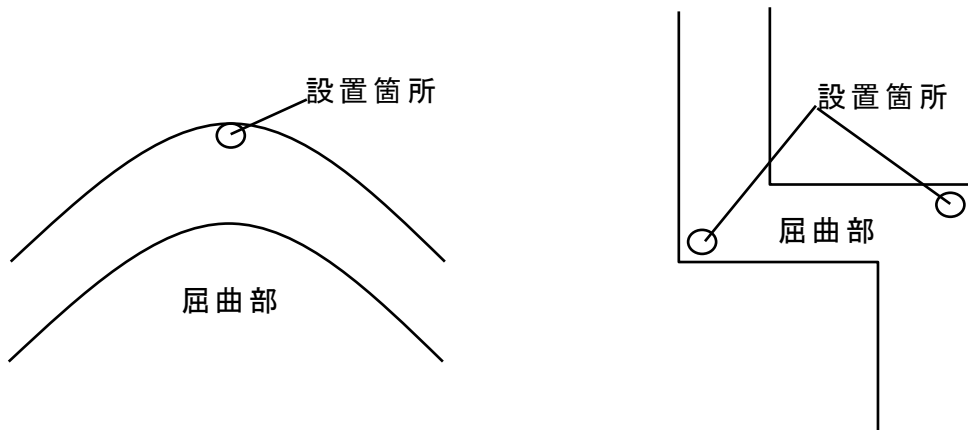
※道路反射鏡がなくなったり、または申し出により道路反射鏡を撤去するときは、市の費用で現状に復旧し返還すること。

別図第1 (第5条関係)



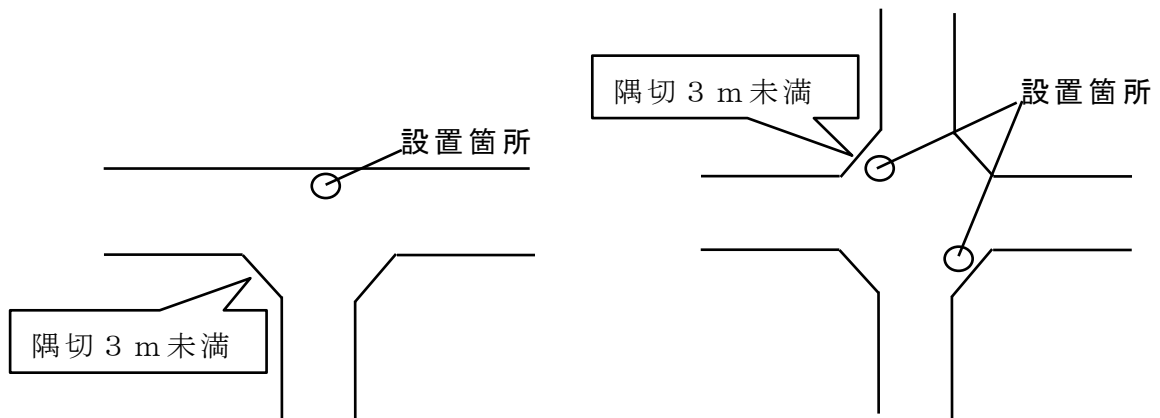
別図第2 (第5条関係)

屈折、屈曲部



別図第3 (第5条関係)

信号制御されていない交差部



別図第4（第5条関係）

袋状道路

